

第 14 回懇談会（H29. 9. 21）の振り返り（各委員の発言から抜粋）

1 第 13 回懇談会振り返り

- ・修正なし

2 議会と議員活動の原則について

I 議員及び議会の責務について

○議員の責務について

・議会基本条例で書くべき内容でも、大枠については自治基本条例の中でも触れる。市民にわかりやすい議会という意味で、総論的なことは自治基本条例できちんと書くべきだ。

・「議員」活動と「議会」活動は区別して考えるべきだ。

・議員活動はなるべく議会基本条例で、自治基本条例は議会活動を中心に議論展開したほうがよい。

・「議員」の「責務」については明示的に規定するべき。ただし「責務」ではなく「役割」の表現の方が適当。内容としては「自己研鑽」や「品位・名誉の保持に努めよ」といったような当たり前、訓示的なことは入れずに、実質的・基本的なことを入れるべきだ。

・(4) 「議員」の責務としての記載内容の中の選択肢「ク 議員間の議論の活発化について」
⇒委員会等においても執行部と議会側のやりとりは多いが、議員同士で1つの問題に対して議論をするという場面はほとんどない。市民からすると、いつ、どのように決まったのかが分からないため、プロセスは見えるような形にしたほうがよい。

⇒議会の中での議員間の議論の話であるため、議会基本条例で書けばよい。

・議員の役割として、住民の代表者として市民の抱えている課題とか多様な意見を代表するよう努めることが一番基本的なことだ。

・議員個人のルールについてはどこまで自治基本条例、議会基本条例で踏み込むのかという態度決定に関わってくる。法的な意味での権能と政治的・倫理的なものに関する議論を混同してはいけない。

・議員が活動することが議会の活性化につながり、それがひいては二元代表制につながるという意味で、市民の代表として市民からの信託に応えることが責務である。細かい内容は議会基本条例に譲っていくほうがよい。

・議員の責務としては、(4) イ「市民の代表としての自覚」とキ「地域の課題・市民の意見を把握すること」を統合したような内容を入れるべきだ。情報公開は「議員」ではなく「議会」の「責務」で書いた方がよい。

・市民からすると議員と議会は混同しがちなので、責務だけでなく、その議会と議員の関係性、それぞれがどういう役割を担っているかも明示してほしい。

・自治基本条例はもともと議会と市長との関係、あるいは議会と市民との関係を明らかに

するということでスタートしている。議員活動としてはどうなのかと議会活動としてはどうなのかという議論と議会活動として市長との関係はどうなのかという議論は区別するべきだ。

・議員は特定の支持者に支持されて当選するため、多様で、いろいろな意見が出てくる。そこで初めて議論をすることに意味がある。それが全体の利益となるよう議会が動くのが理想的である。議員には住民の中にある多様な意見を代表してほしい。二十何人いれば二十何通りの意見が出てくるのが好ましい。

○議会の責務について

- ・出来るだけ幅広い住民の合意を作り出すこと、出来るだけたくさんの人たちが納得するという合意を見つけ出してほしいのが議会への期待の一番肝心なところである。
- ・議会の権限は絶対に委託できない。決定権こそ議会の持っている独特の権限、これを何とか自治基本条例の中にまぶしたい。
- ・合意を形成して、地方公共団体としての意思を決定していく。
- ・議会の広報活動の重視。
- ・市民から見た議会の仕事、議員の仕事、執行機関の仕事が混同されがちだ。自治基本条例にて議会と市民、議会と執行部の関係を作るのであれば、そこは丁寧に書いてもよいのではないか。
- ・エ「監視・牽制すること」は別の意味でも、表現を変えてでも残していくべきだ。議会がルールを作って、そのルールに縛られた形の行政が行われるという基本の基本に従えるような市政が行われるように持っていくべきだ。
- ・議会と市長、そして議会と市民との関係性について書かれているとよい。
- ・ク「会議を行うこと」、議論を活発に行うことはとても重要。市民としては決定の過程が分からないことが議会の役割の分かりにくさ、存在意義への疑問へつながっている。
- ・議会は最終的な議決機関、議会としての機関の意思を決定するのみならず、武蔵野市という団体の意思を決定する機関、最後の決定機関である。
- ・いわゆる議員の「口利き行為」については、議会基本条例の中でも議論がなされたが、どこまでが口利きなのか難しい問題。あまり細かく書きすぎると議員活動そのものが制限されてしまうのではないかということで、結論には至っていない。
- ・ある問題の案件の担当課に行って、職員に説明を聞いてくるのは議員の勉強として当然の行為である。ただしそこで、「何とかならない？」と横やりを入れる行為は口利き行為に当たる。課題を見つけ出してきて、それに該当する人全部を助けるように動く。それが全体の利益につながる。議員には、個々の案件から課題を発見して、政策を変えるように努力してくれること、そこが議員に期待すべきことなんだということを常識にしたいと考えている。
- ・議員は何とかしてくれると考える市民の方が間違っていることを市民の常識にしなければいけない。市民の意識を変えることも重要だ。

・行政側からすると公平性を害さないかどうか。本来は適用できない人を適用することは公平性の観点から出来ない。

II 議会（議員）の自由討議について

- ・議会内の審議過程、会議運営の内容なので議会基本条例で書くべき。
- ・自由討議の目的について
⇒議論を深めるために行うもの。論点がどのくらいあるのかに気付くことが重要。多様な考え方があることを理解した時に議員一人一人の考え方が変わることが大事。

III 議会と市長との関係について

(1)「反問権」について

- ・市長と執行機関との関係に関する事なので自治基本条例に書くべき。
- ・質問の趣旨が伝わらない、議論がかみ合わないことは避けるべきだ。質問の趣旨を明確にしようという意味で、議会基本条例の中にも入れることで現在条文を整理している。歩調を合わせる意味で自治基本条例に入れてもいいのでは。

(2)「議決事項の追加」について

- ・地方自治法に記載があるので、自治基本条例で書かなくてもいいのではないかと。

(3)「市長から議会への資料提供（資料作成）／説明」について

- ・市長と議会との関係を、自治基本条例で分かりやすく書くという一つのポイント。行政側・長の側も必要な説明資料を出すことによって議会でのいい議論、いい合意形成、いい形での意思決定をしてもらう。細かいことまでは決められないが、基本的な姿勢、原則は決めてもよいのではないかと。

(4)その他の明示されている規定の例

ア 二元代表制、市長と緊張ある関係を保つ

- ・議会を構成する議員が職務をこなせば、おのずと緊張関係は出てくる。あえて自治基本条例で緊張関係を保つために仕事をするという表記はいらぬ。

イ 議長は、会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最小限になるよう努めるものとする。

- ・内容が直接市民に影響を与えるようなものは臨時議会、市民に直接関係しないものは専決処分というふうにルールはあったほうがよい。

ウ 行政評価

- ・明示的に規定を置く必要はない。

※その他

■座長、副座長から市長への報告について。【9月21日】

(市長からの意見)

- ・前文には武蔵野市が歩んできた歴史、それを踏まえた思いを込めてほしい。特に平和や自治の部分は重要。
- ・「多様な主体との協力」の「協力」という言葉が一方通行に感じる。「連携」というような両者WIN-WINの表現を工夫してほしい。
- ・当初の想定より時間がかかっていることには一定の理解をいただいている。
- ・議会と一緒にあって、自治基本条例を審議、用意していく形式、細かいことは議会が決める、議会基本条例に譲っていくという関係がもし完成すれば、全国的にも初めての例となる画期的なこと。

< I 議員の責務について >

1 論点に対する考え方の選択肢

- (1) 「議員」の責務について、明示的な規定を行うかどうか。

- ア 「議員」の責務について明示的に規定する。(7/11)
- イ 「議員」の責務について明示的に規定しない。(4/11)

- (2) 「議会」の責務について、明示的な規定を行うかどうか。

- ア 「議会」の責務について明示的に規定する。(10/11)
- イ 「議会」の責務について明示的に規定しない。(1/11)

【参考】「議長」の責務について規定している自治体もある。(1/11)

- (3) 「議員」の「責務」という表現について

- ア 責務 (7/7)
- イ 役割 (0/7)
- ウ 権限 (0/7)

- (4) 「議員」の責務としての記載内容 (どこまで記載するのか)

- ア 品位・名誉の保持 (政治倫理の確立) (3/7)
- イ 市民の代表としての自覚 (市民からの信託に応えること。) (5/7)
- ウ 市民全体の利益の追求 (「市民の一部」の代表ではない。) (4/7)
- エ 「議会」がその責務が果たせるように職務を行うこと。 (4/7)

- オ 誠実に職務を行うこと。 (4/7)
- カ 自己研鑽 (4/7)
- キ 地域の課題・市民の意見を把握すること。 (3/7)
- ク 情報公開（開かれた議会運営の実現に寄与すること。） (1/7)
- ケ 議員間の議論の活発化 (1/7)

(5) 「議会」の「責務」という表現について

- ア 責務 (8/10)
- イ 役割 (4/10)
- ウ 権限 (4/10)
- エ 機能 (1/10) ※文京区条例20条（「権限」に近い。）

(6) 「議会」の「責務（役割）」としての記載内容（どこまで記載するのか）

- ア 自治（市政）の発展 (5/9)
- イ 市民の福祉の向上 (4/9)
- ウ 市民の意思の市政への反映 (3/9)
- エ 執行機関（市長等）を監視・牽制すること。 (4/9)
※「監視・牽制」は言葉を変えるべき
- オ 情報公開・開かれた議会運営 (9/9)
- カ 説明責任 (4/9)
- キ 個人情報の保護 (1/9)
- ク 必要かつ十分な会議を行うこと（市民の意思の適切な反映）。 (2/9)
- ケ 立法活動、調査活動等を積極的に行うこと（独自の政策提言・立案）。 (1/9)

< II 議会（議員）の自由討議について >

1 論点に対する考え方の選択肢

- (1) 自治基本条例（仮称）で、「議会（議員）の自由討議」について規定を行うかどうか。

ア 「議会（議員）の自由討議」について規定をする。 (2/11)

cf. いずれの自治体も「議会（議員）の責務」として定めている。なお、いずれの自治体も、議会基本条例は制定していない。

イ 「議会（議員）の自由討議」について特に規定しない。 (9/11)

※ 議会基本条例の中で書く

＜Ⅲ 議会と市長との関係について＞

1 自治基本条例における「議会と市長との関係（反問権その他）」の論点と選択肢

(1) 「反問権」について

- ア 明示的な規定を置く。(2/3)
- イ 明示的な規定を置かない。(1/3)

(2) 「議決事項の追加」について

- ア 明示的な規定を置く。(3/3)
- イ 明示的な規定を置かない。(0/3)

(3) 「市長から議会への資料提供（資料作成）／説明」について

- ア 明示的な規定を置く (3/3)
- イ 明示的な規定を置かない (0/3)

(4) その他の明示されている規定の例

- ア 二元代表制、市長と緊張ある関係を保つ (2/3)
- イ 議長は、会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最少限になるよう努めるものとする (1/3)
 - ※ 内容が直接市民に影響を与えるようなものは臨時議会、市民に直接関係しないものは専決処分というふうにルールはあったほうがよい。
- ウ 行政評価 (2/3)